

右の図はちょっと前にも載せました。以前に八幡宮領の所で神人(じにん)のことを学びました。江戸時代当時全国は幕府と藩に支配されている中でこの八幡宮領については徳川家康から「八幡宮の社務の支配にしてよい」との361通の朱印状が届きました。特別なことだったんです。同じ八幡でも今学んでいる上津屋村は八幡宮領ではないんです。伊佐家は幕府領の庄屋でした。淀川の30石船を進行方向に向かって両岸から引っ張る方々はとても重労働だったと言います。その方々は御綱引き神人(八幡だけではなく、淀や山崎にも)でほぼボランティアに近いものだったと。一般的に神人は八幡宮の保護のもと油、麴、柴等を専売的に売りたいする特権があったと言われてます。神人の中でも位があったのかもしれませんが。国の要人の船の場合は引っ張る人の髪、服装、又船から見える家などもまで注文をつけられたそうです。大変だったと思います。

- ① 日時 2024年6月20日(木)13時30分～
- ② 講師 出口修さん
- ③ 参加費 100円



図7. 御座船賃定書

八幡まるごと館 / 八幡市男山松里12-20 (TEL&FAX) 07
5-983-3664
(E-MAIL) yawata@marugotokan.net 作られた
ホームページは <http://marugotokan.net/>
又は、八幡まるごと館で検索して下さい



八幡まるごと館は街行く人のだれもが自由に立ち寄れる“地域サロン”です。休館日は毎週火曜日全日と土・日午後です。